

令和6年度 景観審議会（第2回景観形成部会）

日時：令和6年12月17日（火）13:30～14:40

場所：オンライン会議

令和6年度景観審議会（第2回景観形成部会）において、「景観形成重要建造物等の指定について（諮問）」について審議を行った。

－会議次第－

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 議 事
景観形成重要建造物等の指定について（諮問）
- 4 閉 会

－出席者について－

委員定数9名中7名の出席があり定足数に達していることから、部会は成立した。

－議事録署名委員について－

前田委員を指名した。

－議事（要旨）－

○景観形成重要建造物等の指定について（諮問）

- ・景観形成重要建造物等の指定について事務局より説明

（委員）

蛭田理研事務所について、外壁に使用されているのは「スクラッチタイル」だと思うが、このタイルが使われていたのはレンガ系からタイル系への移行期間であった昭和初期頃だと思われる。フランク・ロイド・ライトの帝国ホテルなどが有名だが、この時代のタイルはもう手に入らないため、将来的にどう補修するのかが重要である。この点について、事務局としてはどう考えているのか。

(事務局)

当時と同じものを入手するのは困難であり、景観の観点からは類似品などによる補修も考えられるが、建物を適切に評価するためにもヘリテージマネージャーなどの専門家に意見を聴くなど最適な修復方法を慎重に検討する必要があると考える。

(委員)

最近では、古い建築材料を登録しておく「古材バンク」のような取組があると聞いている。行政がそういった取組を支援し、NPOで展開すれば良いのではないかと思うがいかがか。

(事務局)

景観の分野では、これまで古材バンクのような取組を支援していないが、他の分野において活用されているものがあれば、うまく連携できればと思う。

(委員)

花井家住宅について、2階部分の外壁は白漆喰が劣化しており、将来的に白漆喰で修復されると考えればよいか。

(事務局)

現状は、黒漆喰であった部分が劣化した際、モルタルで補修し白ペンキで補修されたものと考えている。修復工事を行う際には、調査した上で、どの状態に戻すのか検討が必要と考える。

(委員)

防火の観点から消防との連携や消火栓・消火器の設置、建物内部火気厳禁などの対策が必要と感じた。防犯カメラまでは必要ないかもしれないが、そのあたりを県がサポートしてもらえればと思う。

(事務局)

指定文化財などは防火の観点から様々な対策が実施されているケースが見受けられるが、景観の分野では、まだ総合的な支援の形には至っていないため、今後の課題と認識している。

(委員)

以前、景観遺産の「のこぎり屋根シリーズ」があったが、蛭田理研は播州織に関連する事業を行っており、そのストーリーに関連付けできないのか。

(事務局)

景観遺産は、のこぎり屋根などのシリーズものと、北但大震災からの復興などのストーリーものがあるが、シリーズとストーリーの関連付けは行っていない。また、蛭田理研には、のこぎり屋根の工場が敷地内にあり、播州織に関連する事業も行っているが、工場の前面にはガレージやカーポートが設けられているため、肝心の屋根の景観を見ることはできず、景観の観点から評価するのは難しいと考えている。

(部会長)

三木市の旧黒田家住宅は景観形成重点区域内にあるため、助成制度を活用する上で、景観形成重要建造物より条件が良いと思うが、指定する意図はほかにあるのか。

(事務局)

景観形成重点区域は景観形成重要建造物よりも優遇されているが、助成対象においては、景観形成重点区域は通りなどから見える範囲に限られており、景観形成重要建造物は通りなどから見えない部分についても助成対象となるため、よりきめ細かな支援を行うことが可能となる。

(委員)

蛭田理研事務所の外構には松などの立派な樹木や生垣が素晴らしく、江見家住宅も印象的な樹木がある。景観形成の観点から建物だけではなく周囲の樹木などを含めた指定の事例や可能性はあるのか。

(事務局)

令和4年度には、但馬安国禅寺とその境内にあるドウダンツツジをそれぞれ景観形成重要建造物と樹木として同時に指定した事例がある。また、令和5年度には、丹波市の本上田邸について、その敷地内にあるクスノキを含めて景観形成重要建造物として指定した事例もあり、制度としてはトータルで指定することも可能だが、蛭田理研事務所や江見家住宅に関しては樹木を含めた指定までは考えていない。

(委員)

今後、景観という枠組みにはトータルライズとしての評価が必要だと思うので、指定にあたってはそのような観点も考慮いただきたい。

(委員)

花井家住宅の主屋の西面は開口部もない壁となっているが、別の建物と接していたのか。

(事務局)

現在、花井家住宅西側は駐車場だが、おそらく過去には建物があり、接していたものと推測される。

(委員)

西面には開口部もなく、正面の外観との差が激しいので、将来的に修復する際は黒漆喰か板張りの外壁に修復できれば良いと思う。

(事務局)

当初の状態は不明であるが、他の面を参考に外観を追加することは、当初ないものを追加することになるため、慎重に検討する必要があると考える。ただし、現状の西面は砂利敷きの駐車場越しに開口部のない壁面が見えるだけで殺風景なため、駐車場側に植栽を設けるなどの工夫は検討の余地があると思う。

(委員)

江見家住宅の蔵⑤は、2階建ての土蔵造り、建築年も江戸末期から明治期であり、他に指定されている蔵と似ているが、なぜ指定対象外なのか。

(事務局)

蔵⑤については、建物の老朽化がかなり進んでいる上、所有者は修復する意向がなく、解体する見込みが高いことから指定対象から除外した。それ以外の蔵については活用の可能性は未定だが、当面は維持されるものと考えている。

(委員)

蔵にはそれぞれの役割があり、これまで何を保管し、どのような役割で利用されてきたという歴史がわかるよう記録していただきたい。

(事務局)

蔵⑤の北側には、あと2つほど蔵があったようなので、あわせて確認する。

(委員)

敷地の西側に蔵が連続して並んでおりその連続した景観が美しかったので、これまでの経緯をぜひ残していただきたい。